

野生マツタケの出荷制限一部解除について (気仙沼市)

令和3年9月10日、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から、下記のとおり出荷制限の解除について指示がありましたのでお知らせします。

記

1 出荷制限解除の対象

令和2年12月25日付けで原子力災害対策本部長から、出荷制限指示*が出されていた気仙沼市の野生きのこのうち、非破壊式放射能測定装置により基準値以下であることが確認された「野生マツタケ」。

※令和2年11月9日に野生きのこ（コウタケ）から基準値を超える放射性セシウム検出

2 経過

- 令和3年3月に原子力災害対策本部の「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」が改正され、非破壊検査による出荷制限の一部解除が可能となった。
- 気仙沼市において、非破壊式放射能測定装置を導入し、出荷者及び関係団体等と出荷体制の整備を進めてきた結果、その体制が整ったため、原子力対策本部長に解除申請を行ったもの。

3 解除後の出荷管理及び検査等

- 出荷者は県の認証登録を受けるとともに、採取地、出荷者の住所及び氏名等を明示し、登録先の販売施設（直売所、道の駅等）に限定して販売する。
- 気仙沼市による検査は、出荷するすべての野生マツタケ全量について実施し、非破壊検査により安全を確認する。
- 県による検査は、出荷前に3検体以上実施し、併せて出荷期間中に毎週1検体以上精密検査（破壊検査）を実施して安全性を確認する。

4 参考

- 出荷制限と解除の状況
これまで村田町、仙台市、大崎市、栗原市、気仙沼市、南三陸町で野生きのこの出荷制限が指示されていたが、今回、気仙沼市の野生マツタケのうち、非破壊検査により基準値以下であることが確認されたものが解除されたもの。
- 出荷制限解除の仕組み
市町村又は旧市町村単位で出荷制限解除の申請を行い、制限解除が指示される。

※ 令和3年9月10日現在の宮城県内の林産物の出荷制限等の状況については、別紙「林産物の出荷制限及び出荷自粛の状況」のとおりです。